

埼玉県地球温暖化対策推進条例・同施行規則二段書

条 例	規 則
<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年三月三十一日 条例第九号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条－第七条）</p> <p>第二章 県の地球温暖化対策（第八条・第九条）</p> <p>第三章 事業活動における地球温暖化対策（第十条－第十七条）</p> <p>第四章 建築物の新築等に係る環境への配慮（第十八条－第二十二条）</p> <p>第五章 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制（第二十三条－第三十八条）</p> <p>第六章 環境物品等の購入等の促進（第三十九条－第四十二条）</p> <p>第七章 再生可能エネルギーの利用（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第八章 森林及び身近な緑の保全等（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第九章 廃棄物の発生の抑制等（第四十七条）</p> <p>第十章 地球温暖化の防止に関する学習の振興等（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第十一章 地球温暖化対策の推進体制（第五十条－第五十二条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十三条－第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事</p>	<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則</p> <p>（平成二十一年三月三十一日規則第十九号）</p> <p>（最終改正 平成二十一年九月二十九日）</p>

業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下この条及び第五十条第三項において「法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(第八条第一号及び第二号並びに第四章において「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。
- 三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

(再生可能エネルギー)

第一条 埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成二十一年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。)第二条第五号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- 一 太陽熱
- 二 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を熱源とする熱

六 環境保全活動団体 法第二十四条第一項の規定により知事が指定する埼玉県地球温暖化防止活動推進センター(第五十条第一項及び第二項において「県センター」という。)その他の環境の保全に寄与する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、自らの事務及び事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するものとする。

3 県は、地球温暖化対策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策を実施するとともに、県、県民、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、その日常生活において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、県、事業者、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(環境保全活動団体の責務)

第六条 環境保全活動団体は、事業者、県民及び滞在者の地球温暖化の防止に関する

三 水力

四 地熱

五 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギーであつて、知事が別に定めるもの

る理解を深めるとともに、これらの者と協働して地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第七条 滞在者は、県、事業者、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 県の地球温暖化対策

(県の地球温暖化対策)

第八条 県は、次に掲げる事項に関する地球温暖化対策を実施するものとする。

- 一 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）及び日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。
- 二 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）についての温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。
- 三 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関すること。
- 四 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。第三十九条において同じ。）への需要の転換の促進に関すること。
- 五 エネルギーの使用の合理化に関すること。
- 六 再生可能エネルギーの利用に関すること。
- 七 森林の整備及び保全並びに身近な緑の保全及び創出に関すること。
- 八 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他の資源の有効な利用に関すること。
- 九 地球温暖化の防止についての学習の振興及び情報の提供に関すること。

十 地球温暖化の防止についての技術に係る研究開発の促進及び当該技術を有する産業の振興に関すること。

十一 地球温暖化の防止についての調査研究に関すること。

十二 地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び環境保全活動団体の表彰に関すること。

十三 地球温暖化の防止に貢献する国際協力に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関すること。

(指導又は助言)

第九条 県は、地球温暖化対策を推進するため、事業者、県民、環境保全活動団体等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第三章 事業活動における地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出状況の把握等)

第十条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

(事業活動対策指針の策定)

第十一条 知事は、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために講ずべき措置に関する指針(以下この章において「事業活動対策指針」という。)を定めるものとする。

2 事業活動対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

二 事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること。

三 その他事業活動における地球温暖化対策に関すること。

3 知事は、事業活動対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表

するものとする。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第十二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下この章及び第十二章において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動対策指針に基づき、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。地球温暖化対策計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

(特定事業者)

第二条 条例第十二条第一項の規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

- 一 県内に設置しているすべての事業所(当該事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所を含む。)における燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第二項に規定する燃料をいう。)並びに熱(同条第一項に規定する熱をいう。)及び電気(同項に規定する電気をいう。)の年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条の規定により原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である事業者

- 二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗であつて、同条第一項に規定する店舗面積が一万平方米以上であるものを県内に設置している事業者

(地球温暖化対策計画の作成等)

第三条 条例第十二条第一項の規定による地球温暖化対策計画の作成は、前条第一号に掲げる事業者にあつては同号に規定する事業者に該当した年度の翌年度に、同条第二号に掲げる事業者にあつては四月一日において同号に規定する事業者に該当する年度にしなければならない。

2 条例第十二条第一項前段の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の規定により地球温暖化対策計画を作成しなければならない年度の七月三十一日までに様式第一号の地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

3 条例第十二条第一項後段の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出

2 定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項及び第五十五条第一項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項及び第五十五条第一項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項及び第五十五条第一項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県内のすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。

は、当該変更をした日から三十日以内に様式第一号の地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

4 条例第十二条第一項の規則で定める軽微な変更は、温室効果ガスの排出に影響のない事項に係る変更とする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第四条 条例第十二条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次のイ及びロに掲げる事項

イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

ロ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次のイ及びロに掲げる事項

イ 温室効果ガス（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。

ロにおいて同じ。）の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）別表第七から別表第十二までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくは手引書に前項各号に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

3 特定事業者は、その地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施するよう努めなければならない。

第十三条 特定事業者以外の事業者は、事業活動対策指針に基づき、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

（地球温暖化対策実施状況報告書の提出）

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者（同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画に基づく措置の実施の状況を記載した報告書（以下「地球温暖化対策実施状況報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（地球温暖化対策計画等の公表）

第十五条 特定事業者は、第十二条第一項の規定により地球温暖化対策計画を知事に提出したとき、又は前条の規定により地球温暖化対策実施状況報告書を知事に提出したときは、規則で定めるところにより速やかにその内容を公表しなければならない。

2 知事は、特定事業者から、第十二条第一項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は前条の規定により地球温暖化対策実施状況報告書が提出さ

（任意の地球温暖化対策計画の提出等）

第五条 条例第十三条第一項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、様式第一号の地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、条例第十三条第二項の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出について準用する。

3 条例第十三条第三項の規定による地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から三十日以内に様式第二号の地球温暖化対策計画廃止報告書によりしなければならない。

（地球温暖化対策実施状況報告書の提出）

第六条 条例第十四条の規定による地球温暖化対策実施状況報告書の提出は、地球温暖化対策計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までに様式第三号の地球温暖化対策実施状況報告書によりしなければならない。

（地球温暖化対策計画等の公表）

第七条 条例第十五条第一項の規定による地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、インターネットの利用、事業所における備置きその他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により、当該地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書を提出した年度の翌年度の七月三十一日までにしなければならない。

2 条例第十五条第二項の規定による地球温暖化対策計画又は地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、次に掲げる方法により、当該地球温暖化対策計画又は

れたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策推進者の選任等)

第十六条 特定事業者は、地球温暖化対策を推進するため、規則で定めるところにより地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、地球温暖化対策推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(地球温暖化対策推進者の職務)

第十七条 地球温暖化対策推進者は、その所属する特定事業者の事業内容、規模等に応じ、次に掲げる職務を行う。

- 一 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告に関すること。
- 二 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育に関すること。
- 三 地球温暖化の防止についての情報の収集に関すること。
- 四 その他事業活動対策指針に定める事項に関すること。

第四章 建築物の新築等に係る環境への配慮

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第十八条 建築物の新築、増築又は改築(次条第二項各号及び第二十条第一項において「新築等」という。)をしようとする者(次条第一項において「建築主」という。)は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物に係るエネルギー

地球温暖化対策実施状況報告書が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までするものとする。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部温暖化対策課における備置き

(地球温暖化対策推進者の選任等)

第八条 条例第十六条第一項の規定による地球温暖化対策推進者の選任は、地球温暖化対策計画を作成し、又は変更する権限を有する者からしなければならない。

2 条例第十六条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第四号の地球温暖化対策推進者選任・解任届出書によりしなければならない。

1の使用の合理化、資源の適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物対策指針の策定)

第十九条 知事は、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針(以下この条及び次条において「建築物対策指針」という。)を定めるものとする。

2 建築物対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること。

二 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること。

三 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

3 知事は、建築物対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第二十条 建築物の規則で定める規模以上の新築等をしようとする者(以下この章及び第十二章において「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物対策指針に基づき、環境への配慮のための計画(以下この章及び第五十六条第四号において「特定建築物環境配慮計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。特定建築物環境配慮計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(特定建築物)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、新築の場合にあつては床面積の合計が二千平方メートル、増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る床面積の合計が二千平方メートルとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第十条 条例第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成は、様式第五号の特定建築物環境配慮計画書によりしなければならない。

2 条例第二十条第一項前段の規定による特定建築物環境配慮計画の提出は、当該特定建築物環境配慮計画に係る工事の着手の予定の日の二十一日前までにしなければならない。

3 条例第二十条第一項後段の規定による変更後の特定建築物環境配慮計画の提

2 特定建築主は、前項の規定により特定建築物環境配慮計画を作成し、又は変更しようとするときは、建築物対策指針に基づき、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を特定建築物環境配慮計画に添付しなければならない。

(特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出)

第二十一条 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第二十二条 知事は、第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出されたとき、又は前条の規定により特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

第五章 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制

(公共交通機関等の利用)

第二十三条 事業者は、その事業活動及び従業員の通勤における公共交通機関又は

出は、様式第六号の特定建築物環境配慮変更計画書により、当該変更に係る工事の着手の予定の日の十五日前までにしなければならない。

4 条例第二十条第一項の規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 床面積の変更を伴わない変更
- 二 外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない変更
- 三 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置の変更を伴わない変更

(特定建築物の工事の完了の届出)

第十一条 条例第二十一条の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日から十五日以内に様式第七号の特定建築物工事完了届出書によりしなければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第十二条 条例第二十二条の規定による特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出の公表は、次に掲げる方法により、当該特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までするものとする。

- 一 インターネットの利用
- 二 各建築安全センター(所管区域内の建築物に係るものに限る。)における備置き

自転車（以下この章において「公共交通機関等」という。）の利用の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条 県民は、自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条に規定する自家用自動車をいう。第三十五条及び第三十六条において同じ。）に代えて、公共交通機関等の利用に努めなければならない。

2 県は、県民の公共交通機関等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車販売業者の購入者への説明等）

第二十五条 自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）の販売業者は、その販売する新車（過去に同法第五十八条第一項の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。）の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスに含まれる二酸化炭素の量その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面（電磁的記録を備え置く場合にあつては、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面）を交付し、当該書面の記載事項について説明しなければならない。

2 知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低燃費車（自動車排出温室効果ガス（自動車の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスをいう。以下この章において同じ。）を排出せず、又は自動車排出温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車として知事が定めるものをいう。以下この章において同じ。）の販売の状況について報告を求めることができる。

（自動車販売業者の説明事項）
第十三条 条例第二十五条第一項の規則で定める事項は、エコドライブに関する事項とする。

(自動車等の使用の抑制等)

第二十六条 自動車又は道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車

(以下この条において「自動車等」という。)の使用者及び運転者は、自動車等の使用の抑制に努めるとともに、自動車等を使用するときは、低燃費車その他の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量がより少ない自動車等を選択するよう努めなければならない。

2 自動車等の使用者その他その整備に責任を有する者及び運転者は、自動車等の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための自動車等の適正な整備及び適切な運転(第三十三条第一項において「エコドライブ」という。)に努めなければならない。

(大型特殊自動車等の整備等)

第二十七条 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車(以下この条において「大型特殊自動車等」という。)の使用者その他その整備に責任を有する者及び運転者は、大型特殊自動車等の使用に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための大型特殊自動車等の適正な整備及び適切な運転に努めなければならない。

(低燃費車の導入)

第二十八条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、知事が定める期限までに、当該自動車の台数に対する低燃費車の台数の割合を知事が定める割合以上としなければならない。

(自動車地球温暖化対策指針の策定)

(低燃費車の導入)

第十四条 条例第二十八条の規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪のものを除く。)とする。

2 条例第二十八条の規則で定める台数は、二百台とする。

3 知事は、条例第二十八条の規定により期限及び割合を定めるときは、埼玉県報に告示するものとする。

第二十九条 知事は、事業者がその事業活動において自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するために講ずべき措置に関する指針（以下この章において「自動車地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 自動車地球温暖化対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業活動に伴う自動車排出温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

二 事業活動に関係する他の者の自動車排出温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

三 従業員の通勤における公共交通機関等の利用の推進に関すること。

3 知事は、自動車地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（自動車地球温暖化対策計画の作成等）

第三十条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するための計画（以下この章及び第五十六条第五号において「自動車地球温暖化対策計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。

（自動車地球温暖化対策計画作成事業者）

第十五条 条例第三十条第一項の規則で定める自動車は、道路運送車両法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪のものを除く。）とする。

2 条例第三十条第一項の規則で定める台数は、三十台とする。

（自動車地球温暖化対策計画の作成等）

第十六条 条例第三十条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の作成は、四月一日において同項に規定する事業者が該当する年度（既に提出した自動車地球温暖化対策計画の計画期間内の年度を除く。）にしなければならない。

2 条例第三十条第一項前段の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出は、前項の規定により自動車地球温暖化対策計画を作成しなければならない年度の七月三十一日までに様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

3 条例第三十条第一項後段の規定による変更後の自動車地球温暖化対策計画の提出は、当該変更をした日から三十日以内に様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

2 前項に規定する事業者のうち、第二十八条に規定する事業者に該当するものは、同条に規定する知事が定める低燃費車の台数の割合を達成するための方策を自動車地球温暖化対策計画に記載しなければならない。

3 第一項に規定する事業者は、その自動車地球温暖化対策計画に基づき、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

第三十一条 前条第一項に規定する事業者以外の事業者のうち、県内に使用の本拠の位置を有する自動車を使用するものは、自動車地球温暖化対策指針に基づき、自動車地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 前項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該自動車地球温暖化対策計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該自動車地球温暖化対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

（自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出）

第三十二条 第三十条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者（同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施の状況を記載した報告書（以下この章及び第五十六条第六号において「自動車地球温暖化対策実施状況報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 第三十条第二項の規定により自動車地球温暖化対策計画に低燃費車の台数の割

4 条例第三十条第一項の規則で定める軽微な変更は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出に影響のない事項に係る変更とする。

（任意の自動車地球温暖化対策計画の提出等）

第十七条 条例第三十一条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出は、様式第八号の自動車地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、条例第三十一条第二項の規定による変更後の自動車地球温暖化対策計画の提出について準用する。

3 条例第三十一条第三項の規定による自動車地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から三十日以内に様式第九号の自動車地球温暖化対策計画廃止報告書によりしなければならない。

（自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出）

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出は、毎年度七月三十一日までに様式第十号の自動車地球温暖化対策実施状況報告書によりしなければならない。

合を達成するための方策を記載した事業者は、第二十八条に規定する低燃費車の台数の割合を自動車地球温暖化対策実施状況報告書に記載しなければならない。

(エコドライブ推進者の選任等)

第三十三条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定により自動車地球温暖化対策計画を提出した事業者(同条第三項の規定による報告をした事業者を除く。)

は、その使用する自動車の整備に責任を有する者及び運転者のエコドライブを推進するため、規則で定めるところによりエコドライブ推進者を選任しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、エコドライブ推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(自動車地球温暖化対策実施方針の作成等)

第三十四条 反復継続して貨物の運送を委託する事業者及び当該委託により運送される貨物を受領する事業者のうち、規則で定める事業所であつて規則で定める規模以上のものを設置するもの(第五十四条及び第五十五条第一項において「大規模荷主」という。)は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、当該委託を受けて貨物を運送する事業者の当該委託に係る自動車の使用に関し、自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するための実施方針(以下この章及び第五十六条第八号において「自動車地球温暖化対策実施方針」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

(エコドライブ推進者の選任等)

第十九条 条例第三十三条第一項の規定によるエコドライブ推進者の選任は、当該事業者が使用する自動車の管理を統括する者からしなければならない。

2 条例第三十三条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第十一号のエコドライブ推進者選任・解任届出書によりしなければならない。

(大規模荷主)

第二十条 条例第三十四条の規則で定める事業所は、その主たる事業が、平成二十一年総務省告示第七十五号(統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属するものとする。

- 一 大分類C―鉱業、採石業、砂利採取業
- 二 大分類D―建設業
- 三 大分類E―製造業
- 四 大分類H―運輸業、郵便業(中分類四七―倉庫業に限る。)
- 五 大分類I―卸売業、小売業

2 条例第三十四条の規則で定める規模は、従業員(期間を定めずに雇用されている者、一箇月を超える期間を定めて雇用されている者及び過去二箇月間のいずれの月においても十八日以上雇用されている者をいう。第二十二条において同じ。)の数が三百人とする。

第三十五条 劇場、映画館その他の規則で定める集客施設であつて規則で定める規模以上のものを所有し、又は運営する事業者（第五十四条及び第五十五条第一項において「大規模集客施設事業者」という。）は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、当該集客施設の利用者の来場に係る自家用自動車の使用に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

第三十六条 規則で定める規模以上の事業所であつて、当該事業所に自家用自動車通勤する従業員の割合が規則で定める割合以上のものを設置する事業者は、規則で定めるところにより、自動車地球温暖化対策指針に基づき、その従業員の通勤における公共交通機関等の利用を推進するための措置その他の措置に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。自動車地球温暖化対策実施方針を変更したときも、同様とする。

（大規模集客施設）

第二十一条 条例第三十五条の規則で定める集客施設は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は場外勝舟投票券発売所の用途に供する建築物とする。

2 条例第三十五条の規則で定める規模は、前項に規定する用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルとする。

（自家用自動車通勤者が多数の事業所）

第二十二条 条例第三十六条の規則で定める規模は、従業員の数が三百人とする。

2 条例第三十六条の規則で定める割合は、自家用自動車により通勤する従業員の全従業員に対する割合が五十パーセントとする。

（自動車地球温暖化対策実施方針の作成等）

第二十三条 条例第三十四条から第三十六条までの規定による自動車地球温暖化対策実施方針の作成は、四月一日においてこれらの規定に規定する事業者に該当する年度（既に提出した自動車地球温暖化対策実施方針の対象期間内の年度を除く。）にしなければならない。

2 条例第三十四条前段、第三十五条前段及び第三十六条前段の規定による自動車地球温暖化対策実施方針の提出は、前項の規定により自動車地球温暖化対策実施方針を作成しなければならない年度の七月三十一日までに様式第十二号の自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

3 条例第三十四条後段、第三十五条後段及び第三十六条後段の規定による変更後の自動車地球温暖化対策実施方針の提出は、当該変更をした日から三十日以内に様式第十二号の自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書に添付してしなければならない。

(地球温暖化対策計画との関係)

第三十七条 第十二条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により提出された地球温暖化対策計画に、次の各号に掲げるいずれかの計画又は実施方針に記載すべき事項のすべてが記載されているときは、当該地球温暖化対策計画の提出を当該各号に掲げる計画又は実施方針の提出とみなす。

- 一 第三十条第一項に規定する自動車地球温暖化対策計画
- 二 第三十一条第一項又は第二項に規定する自動車地球温暖化対策計画
- 三 第三十四条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針
- 四 第三十五条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針
- 五 前条に規定する自動車地球温暖化対策実施方針

2 第十四条の規定により提出された地球温暖化対策実施状況報告書に、自動車地球温暖化対策実施状況報告書に記載すべき事項のすべてが記載されているときは、当該地球温暖化対策実施状況報告書の提出を自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出とみなす。

(自動車地球温暖化対策計画等の公表)

第三十八条 知事は、前条第一項各号に掲げる計画若しくは実施方針又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(自動車地球温暖化対策計画等の公表)

第二十四条 条例第三十八条の規定による自動車地球温暖化対策計画又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書の公表は、次に掲げる方法により、当該自動車地球温暖化対策計画又は自動車地球温暖化対策実施状況報告書が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までのものとする。

- 一 インターネットの利用
- 二 埼玉県環境部青空再生課及び各環境管理事務所(環境管理事務所にあつては、所管区域内の事業者に係るものに限る。)における備置き

2 条例第三十八条の規定による自動車地球温暖化対策実施方針の公表は、次に掲げる方法により、当該自動車地球温暖化対策実施方針が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して三年を経過する日までのものとする。

第六章 環境物品等の購入等の促進

(環境物品等の購入等)

第三十九条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受けるときは、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(温室効果ガスの排出量がより少ない機械器具の使用)

第四十条 事業者及び県民は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具を使用するときは、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能の表示等)

第四十一条 規則で定める電気機器等(以下この条において「電気機器等」という。)を店舗において販売する事業者(第三項において「電気機器等販売事業者」という。)のうち、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下この項及び第三項において「特定電気機器等」という。)のいずれかを規則で定める台数以上陳列して販売するもの(以下この章及び第十二章において「特定電気機器等販売事業者」という。)は、販売のために陳列するすべての特定電気機器等の本体又はその近傍に、当該特定電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他の地球温暖化の防止に資する性能(以下この条において「省エネルギー性能」という。)を示す事項を記載した規則で定める表示(第三項及び第五十六条第九号において「省エネラベル」という。)を付さなければならない。

一 インターネットの利用

二 埼玉県環境部青空再生課における備置き

(電気機器等)

第二十五条 条例第四十一条第一項の規則で定める電気機器等は、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を定めた件。第二十七条各号において「経済産業省告示」という。)に定める機械器具とする。

(特定電気機器等販売事業者)

第二十六条 条例第四十一条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等は、次に掲げるものとする。

一 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。))第二十一条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形で壁掛け形のもの(をいう。))

二 テレビジョン受信機(省エネ法施行令第二十一条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。))

解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

第七章 再生可能エネルギーの利用

(県の再生可能エネルギーの利用)

第四十三条 県は、その事務及び事業に使用する電気を再生可能エネルギーから変換して得るための設備を率先して導入するほか、再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者又は県民の再生可能エネルギーの利用)

第四十四条 事業者又は県民は、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 県は、事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第八章 森林及び身近な緑の保全等

(森林の整備及び保全)

第四十五条 県は、二酸化炭素を吸収し、及び固定する森林の機能に関し、事業者、県民及び滞在者の理解を深めるため、情報の提供その他の措置を講ずるほか、森林の整備及び保全に関し、総合的な施策を推進するものとする。

2 事業者、県民及び環境保全活動団体は、協働して森林の整備及び保全並びに森林資源の有効な利用に努めなければならない。

(身近な緑の保全及び創出)

第四十六条 県は、身近な緑の保全及び創出に関し、県民及び事業者の意識の高揚を図るため、学習の振興及び知識の普及に必要な措置を講ずるほか、総合的な施策を推進するものとする。

2 県民、事業者及び環境保全活動団体は、身近な緑の保全及び創出に努めなければ

日以内に様式第十三号の省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書により
しなければならない。

ばならない。

第九章 廃棄物の発生の抑制等

第四十七条 県民又は事業者は、その日常生活又は事業活動において、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他の資源の有効な利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

第十章 地球温暖化の防止に関する学習の振興等

(学習の振興等)

第四十八条 県は、地球温暖化の防止に関し、事業者、県民及び環境保全活動団体と協働して、あらゆる機会における学習の振興及び教育の推進を図るものとする。

(啓発活動等)

第四十九条 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性に関し、事業者、県民及び滞在者の理解を深めるため、環境保全活動団体と協働して啓発活動及び広報活動を行うものとする。

第十一章 地球温暖化対策の推進体制

(県センター等への支援)

第五十条 県は、県センターがその事業を円滑に実施できるよう支援に努めるものとする。

2 県は、県センター以外の環境保全活動団体がその活動を円滑に実施できるよう支援に努めるものとする。

3 県は、埼玉県地球温暖化防止活動推進員（法第二十三条第一項の規定により知事が委嘱する者をいう。次項において同じ。）がその役割を果たすことができる

よう支援に努めるものとする。

4 県は、環境保全活動団体と埼玉県地球温暖化防止活動推進員との協働を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携協力)

第五十一条 県は、地球温暖化の防止に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携協力を図り、地球温暖化対策を効果的に推進するものとする。

(市町村への支援)

第五十二条 県は、地球温暖化の防止に関する市町村の施策に対し、必要な支援を行うものとする。

第十二章 雑則

(適用除外)

第五十三条 市町村が定める地球温暖化対策の推進のための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

第五十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事

第二十九条 条例第五十三条の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(適用除外)

市町村	条例の規定
さいたま市	第四章
川越市	第四章及び第四十一条第一項

業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者の事業所その他必要な場所（特定事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所を含む。）に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。ただし、特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第五十六条 知事は、事業者又は特定建築主が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第十二条第一項の規定による地球温暖化対策計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第十四条の規定による地球温暖化対策実施状況報告書（特定事業者が提出すべきものに限る。）の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第十六条第二項、第二十一条又は第四十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(身分証明書)

第三十条 条例第五十五条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

五 第三十条第一項の規定による自動車地球温暖化対策計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第三十二条第一項の規定による自動車地球温暖化対策実施状況報告書（第三十条第一項に規定する事業者が提出すべきものに限る。）の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

七 第三十三条第二項の規定による届出（第三十条第一項に規定する事業者が届け出るべきものに限る。）をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第三十四条から第三十六条までの規定による自動車地球温暖化対策実施方針の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

九 第四十一条第一項の規定による省エネルギーを付さず、又は虚偽の省エネルギーを付したとき。

十 第五十四条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十一 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（公表）

第五十七条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第五十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条から第二十二条まで、第四十一条、第四十二条及び次項の規定 平成二十一年十月一日

二 第十二条から第十七条まで、第二十八条、第三十条から第三十三条まで、第三十七条及び附則第四項の規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

2 平成二十一年十月一日前に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、第二十条から第二十二条までの規定は、適用しない。

(埼玉県生活環境保全条例の一部改正)

3 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 地球温暖化の防止(第十三条)」を「第二節 削除」に改める。

第三章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十三条 削除

第四十九条第三号中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

別表第二第四号口中「第五条の二」を「第六条」に改める。

別表第七第七号中「公衆浴場営業()」の下に「公衆浴場法施行条例(平成二十年埼玉県条例第十九号)による改正前の」を加える。

4 埼玉県生活環境保全条例の一部を次のように改正する。

「第三章 環境への負荷の低減

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条から第十二条まで及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成二十一年十月一日

二 第二条から第八条まで、第十四条から第十九条まで、第二十四条第一項及び附則第三項の規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

2 平成二十一年度における自動車地球温暖化対策実施方針の提出に係る第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。

(埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正)

3 埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 環境への負荷の低減」を「第三章 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等

第三章から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第六条中「当該年度の」を削る。

第七条第一項中「に規定する」を「の規定による処理計画の作成は、前条の規定により多量排出事業者に該当する年度(四月一日から翌年三月三十一日までを

いう。以下同じ。)にしなければならない。この場合において、当該」に改め

第一節 事業活動における環境への負荷の低減(第十条―第十二条)
 第二節 削除

第三節 生活排水対策の推進(第十四条―第十七条)

第四節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等(第十八条―第

「第三章 生活排水対策の推進等

を 第一節 生活排水対策の推進(第十条―第十七条)

第二節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等(第十八条―第

二十一条)」

に改める。

二十一条)」

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 生活排水対策の推進等

第一節 生活排水対策の推進

第三章第二節の節名を削り、第十条から第十三条までを次のように改める。

第十条から第十三条まで 削除

第三章中第三節の節名を削り、第四節を第二節とする。

第二百二十一条中「、第十条第一項」を削る。

第二百二十二条第一項中「、第十二条」を削る。

る。

第二十三条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「二酸化炭素及び」を削り、同条第三項中「とし、前項の二酸化炭素の量は知事が定める燃料消費率から求める方法により算定した値」を削る。

第八十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 削除

「(あて先)

様式第四十七号中

埼玉県知事

を

「(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長」

埼玉県 環境管理事

に、

	「 埼玉県生活環境保全条例 施行規則第85条第1項 第2号に規定する事業者		
務所長」	埼玉県生活環境保全条例 施行規則第85条第1項 第3号に規定する事業者		

を

「 埼玉県生活環境保全条例 施行規則第85条第1項 第2号に規定する事業者		
--	--	--

に改める。